

令和2年度 看護関係予算概算要求の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

一部新規

拡充

592百万円(492百万円)

特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な実施及び特定行為研修を修了した看護師の確保を図るため、看護師の特定行為研修を実施する研修機関の設置準備に必要な経費や運営に必要な経費に対する支援を行う。また、特定行為に係る看護師の研修制度の普及・理解促進や研修受講者の確保を図るため、研修制度に関するシンポジウム開催や研修受講に関する情報発信に対する支援を行う。さらに、特定行為研修修了者を複数名雇用する医療機関等におけるモデル的な取組に必要な経費に対する支援を行う。特定行為研修に係る申請書作成や報告等の手続きを電子的に行うための検討・調査を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

58百万円(58百万円)

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に対する支援を行う。

③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

※医療提供体制施設整備交付金41億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

① 在宅看取りに関する研修事業

拡充

29百万円(22百万円)

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えとともに、本研修の医師向けの研修等の実施するために必要な経費に対する支援を行う。

② 看護教員等養成支援事業(通信制教育)

8百万円(80百万円)

看護教員等の養成における通信制教育(eラーニング)の実施に対する支援を行う。

③ 看護教員教務主任養成講習会事業

11百万円(11百万円)

看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に対する支援を行う。

(3) 看護業務の効率化に向けた取組の推進

看護業務効率化先進事例収集・周知事業

27百万円(27百万円)

看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定し、取組を周知するとともに、選定した先進的な取組を他施設が試行する際の必要経費について支援する。

2. 看護職員の確保対策等

(1) ナースセンターの機能強化等による復職支援等

① 中央ナースセンター事業

343百万円（348百万円）

看護師等の未就業者の就業促進など看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンターの取組の支援・指導・調整などに対する支援を行う。また、相談員の資質向上や訪問看護等へのマッチング強化を図るための都道府県ナースセンター相談員に対する研修の実施、無料職業紹介システム（eナースセンター）等ナースセンターの総合的な復職支援の実施に対する支援を行う。

② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

※医療提供体制推進事業費補助金235億円の内数

都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

① 看護職員確保対策特別事業

44百万円（44百万円）

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に対する支援を行う。

② 助産師活用推進事業 **拡充**

※医療提供体制推進事業費補助金235億円の内数

医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

③ 医療専門職支援人材確保・活用促進事業 **新規**

91百万円（0百万円）

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者のような医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材向け入職研修のeラーニング作成や医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介など普及啓発を行うとともに、医療機関マネジメント層向けの医療専門職支援人材の活用・確保方法等に関する情報発信等を行う。

(3) 医療現場における暴力・ハラスメント対策普及啓発事業 **新規**

34百万円（0百万円）

医療現場における患者からの暴力やハラスメントを防止するため、暴力・ハラスメントに対する教材（eラーニング）を作成・周知することで、医療機関等における暴力・ハラスメント対策の実施を促す。

(4) 「看護の日」30周年記念とNursing Now Campaign in Japan推進事業 **新規**

34百万円（0百万円）

「看護の日」30周年記念とNursing Now Campaign in Japanの記念行事を開催するための経費を確保する。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

- | | |
|--|----------------|
| | 166百万円(166百万円) |
| ① 外国人看護師受入支援事業 | 62百万円(62百万円) |
| 外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に対する支援を行う。 | |
| ② 外国人看護師候補者学習支援事業 | 104百万円(104百万円) |
| 外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に対する支援を行う。 | |

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業 ※医療提供体制推進事業費補助金235億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

事項要求（68, 910百万円）

各都道府県が策定した地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携等に関する事業が一層本格化する。また、病床の機能分化・連携を進めるためには、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保についても、併せて推進する必要がある。2025年に向けて、地域医療構想の達成を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援が求められる。

（参考）【対象事業】

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

②居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

③医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業（例）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援

② 居宅等における医療の提供に関する事業

- 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
- 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援

③ 医療従事者の確保に関する事業

- 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
- 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
- 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
- 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
- 看護師宿舍の整備に対する支援
- 看護職員の就労環境改善（多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など）に対する支援
- 看護職員の勤務環境改善のための施設整備（病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設）に対する支援
- 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
- 医療勤務環境改善支援センターの運営

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和2年度要求額 591,523千円 （令和元年度予算額 491,541千円）

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効果的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

207,583千円（145,371千円）

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。【補助先：指定研修予定機関】

導入促進支援事業（指定研修機関指定前の補助）



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

327,127千円（334,485千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。【補助先：指定研修機関】

運営事業（指定研修機関指定後の補助）



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円（11,685千円）

医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウム等を開催する。

看護師が特定行為研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、ポータルサイトを設置・運営する。【補助先（委託先）：公募により選定した団体】

特定行為研修修了者に係る特定行為実践モデル事業 26,994千円（0千円）

特定行為研修修了者を複数名雇用する医療機関等において、効果的な特定行為実践を行うためのシステム作り、修了者の段階的な雇用等、モデル的な取組を行う。【補助先：特定行為研修の修了者（複数名以上）を有する医療機関等】

看護師の特定行為における指定研修機関電子申請手続等に係る検討・調査事業 18,134千円（0千円）

指定研修機関が行う特定行為研修に係る申請書作成や報告等の手続きを電子的に行うための検討・調査を実施する。

【補助先（委託先）：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和2年度要求額 58,088千円（令和元年度予算額 58,088千円）

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担など、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

指導者育成事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者育成

- ・ 目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ 概要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施
- ・ 委託先：公募により選定された団体
- ・ 備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

厚生労働省

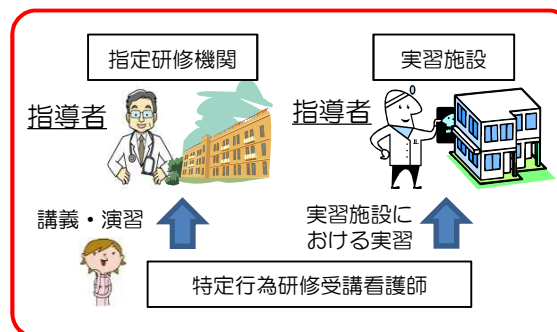


公募により選定
指導者講習会の
実施に必要な
経費を支援

委託先団体



指定研修機関や実習施設における
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集 など



○指導者リーダー育成

- ・ 目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ 概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 委託先：公募により選定された団体

実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ・ 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ・ 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ・ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ・ 調査結果の公表・周知 等

◆委託先：公募により選定された団体

教育訓練給付の概要

教育訓練給付の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。	○ 受講費用の 40% (上限年間 20万円) を受講修了後に支給。 給付率UP!	○ 受講費用の 20% (上限年間 10万円) を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は2年以上)	在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)	在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)
	既存制度 (看護師、准看護師、保健師、助産師の養成課程などが対象)	新たに創設 (特定行為研修などが対象)	既存制度 (特定行為研修などが対象)

特定行為研修を受講した者が教育訓練給付の支給を受けるためには、実施している特定行為研修が、教育訓練としてあらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要があります。(指定の有効期限は3年間)

教育訓練の対象となる講座の指定基準の例

- 教育訓練実施者が、教育訓練事業を開始した後、1営業年度以上の事業実績を有し、かつその間経済的に安定して運営していること
 - 訓練期間が、法令に基づいた最短期間かつ3年以内であること
 - 申請手続きを行う日から遡って1年以内に、当該教育訓練を修了した者が一定程度以上の数あること (一般教育訓練の新規指定を除く)
 - 当該教育訓練の実績として、受験率80%以上、合格率全国平均以上、就職・在職率80%以上であること (特定行為研修では、特定一般教育訓練の場合のみ課される指定基準)
※給付の種類や目標とする資格により異なる
- ⇒ 修了と同時に資格取得の効果が生じる特定行為研修では、修了者＝受験者かつ合格者となります。
- ※一企業内の職業訓練の一環として自社内の社員のみを対象とする講座や、特定の会員のみを受講者を限定する講座は指定の対象とはなりません。

指定申請の手続きについて

- 指定の申請は年2回
4月1日付指定分受付期間: 10月上旬に約1ヶ月間、10月1日付指定分受付期間: 4月上旬に約1ヶ月間
- 厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、中央職業能力開発協会 (令和元年度委託業者) に提出

- 厚生労働省HP 教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

教育訓練給付制度の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_shitei.html

人材開発支援助成金（人材開発支援コース助成金、特別育成訓練コース助成金） （令和元年度）

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	注：（ ）内は中小企業事業主以外
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練（※1） について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)%（※2）】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)%（※2）】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース （※3）	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：実費（※4） 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費（※4） 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、 労働者が当該休暇を取得して訓練を 受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制 度を導入し、一定期間以上の休暇取 得実績が生じた場合に助成	経費助成（定額）：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>： 6,000円/日・人	経費助成（定額）：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>： 7,200円/日・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。（中小企業等担い手育成訓練は対象外）

※5 ・通信制（eラーニングを含む）の場合は、経費助成のみ対象とする